

○法務省令第四十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項、第七条第一項第二号、第二十条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣 鈴木 馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(特定技能の在留資格に係る在留資格の変更の特則) 第二十條の二 法第二十條第二項の規定により特定技能の在留資格（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下この条及び第二十一條の二において同じ。）への変更を申請した場合であつて、当該申請をした者が同在留資格をもつて本邦に在留したことがあるものにあつては、当該在留資格をもつて在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く。）が通算して五年（当該在留資格をもつて五年
改正前	(特定技能の在留資格に係る在留資格の変更の特則) 第二十條の二 法第二十條第二項の規定により特定技能の在留資格（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下この条及び第二十一條の二において同じ。）への変更を申請した場合であつて、当該申請をした者が同在留資格をもつて本邦に在留したことがあるものにあつては、当該在留資格をもつて在留した期間が通算して五年に達しているときは、法第二十條第三項の相当の理由がないものとする。

を超えて在留することについて相当の理由がある
場合にあつては、六年）に達しているときは、法
第二十条第三項の相当の理由がないものとする。

（特定技能の在留資格に係る在留期間の更新の特
則）

第二十一条の二 法第二十一条第二項の規定により
在留期間の更新を申請した場合であつて、当該申
請をした者が、特定技能の在留資格をもつて本邦
に在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむ
を得ない事情により業務に従事することができな
かつた期間を除く。）が通算して五年（当該在留
資格をもつて五年を超えて在留することについて

（特定技能の在留資格に係る在留期間の更新の特
則）

第二十一条の二 法第二十一条第二項の規定により
在留期間の更新を申請した場合であつて、当該申
請をした者が、特定技能の在留資格をもつて本邦
に在留した期間が通算して五年に達しているとき
は、同条第三項の相当の理由がないものとする。

相当の理由がある場合にあっては、六年）に達しているときは、同条第三項の相当の理由がないものとする。

別表第二（第三条関係）

能 特定技	〔略〕	在留資 格
		在留期間
一 の項の下欄第一号に掲げる活動を	一 法別表第一の二の表の特定技能	

別表第二（第三条関係）

能 特定技	〔同上〕	在留資 格
		在留期間
一 の項の下欄第一号に掲げる活動を	一 法別表第一の二の表の特定技能	

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	
		行う者にあつては、三年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 二 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、三年、二年、一年又は六月
	[同上]	
		行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 二 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、三年、一年又は六月

(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正)

第二条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
活動	基準	[略]	活動	基準	[同上]
法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第	申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の私の機関が同条第三項及び第四項		法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第	申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の私の機関が同条第三項及び第四項	

一号に掲げる活動	
の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能	

一号に掲げる活動	
の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能	

実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

「イ」ホ 略

へ 特定技能（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第

実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

「イ」ホ 同上

へ 特定技能（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第

一号に係るものに限る。)の
在留資格をもつて本邦に在留
したことがある者にあつては
、当該在留資格をもつて在留
した期間(妊娠、出産、育児
その他のやむを得ない事情に
より業務に従事することがで
きなかった期間を除く。)が
通算して五年(当該在留資格
をもつて五年を超えて在留す
ることについて相当の理由が
ある場合にあつては、六年)
に達していないこと。

一号に係るものに限る。)の
在留資格をもつて本邦に在留
したことがある者にあつては
、当該在留資格をもつて在留
した期間が通算して五年に達
していないこと。

備考 表中の「」の記載は注記である。		
	[略]	「二六略」
	[同上]	「二六 同上」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。